

# 木造住宅の建替えによる 耐震化を応援します

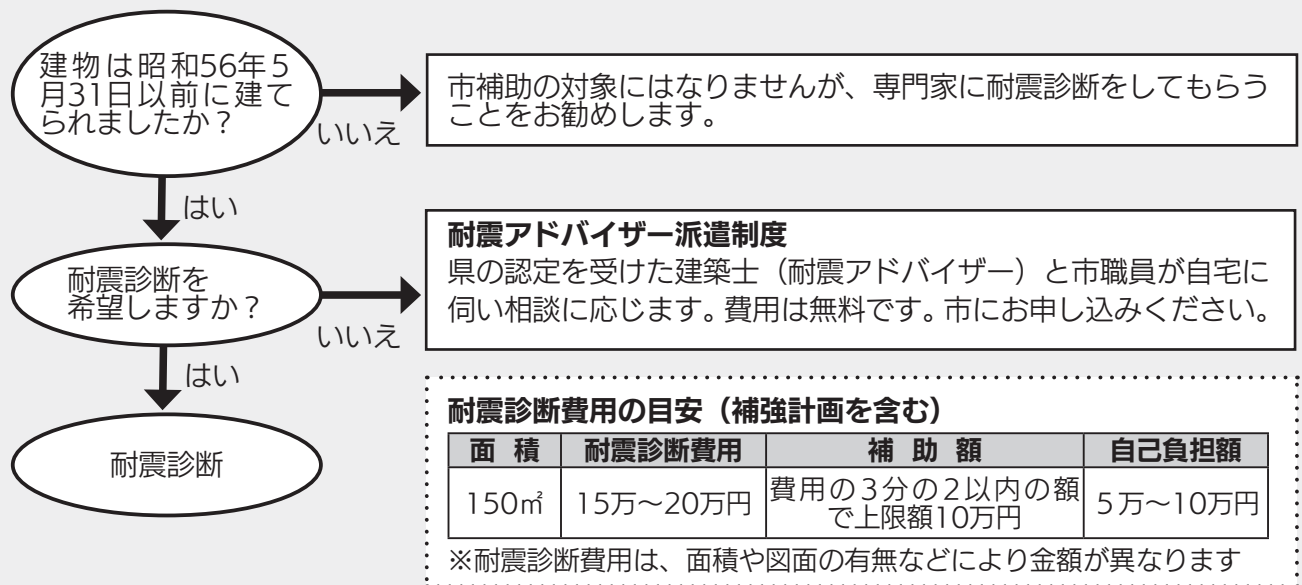


市は、市民の皆さんが住宅の耐震化を行うための耐震診断や耐震改修、耐震シェルター設置などの費用の一部を助成しています。さらに今年度から、住宅の建替え（耐震建替え）の費用の一部を助成し、住宅の耐震化を応援します。

くわしくは 建築住宅課 建築指導係 ☎21-5197

図1：住宅耐震化の流れ

**ステップ1** 住んでいる住宅の耐震性に不安がある方。まずは、建築住宅課にご相談ください。



**ステップ2** 耐震診断の結果、補強の必要があると判断された場合は、例えばこんな計画に補助制度を利用できます。

- ▶ 古い家を解体して新しい家を建てる
- ▶ 子ども世帯に建て替えてを任せ、建て替えた後は同居する

**建て替える**

**新制度！**

**◆耐震建替え**

耐震診断の結果、耐震改修が必要であると判断された住宅を解体し、建て替え前の住宅と同一敷地内に新たに一戸建て住宅を新築する

- ▶ 家全体を耐震改修
- ▶ リフォーム工事と併せて工事

- ▶ 高額な耐震改修工事は困難
- ▶ 最低限の安全性は確保したい（1階部分だけの補強、耐震シェルター設置など）

**住み続ける**

**◆耐震改修工事**

耐震改修が必要であると判断された住宅を、耐震改修工事により地震に対する安全性を確保する

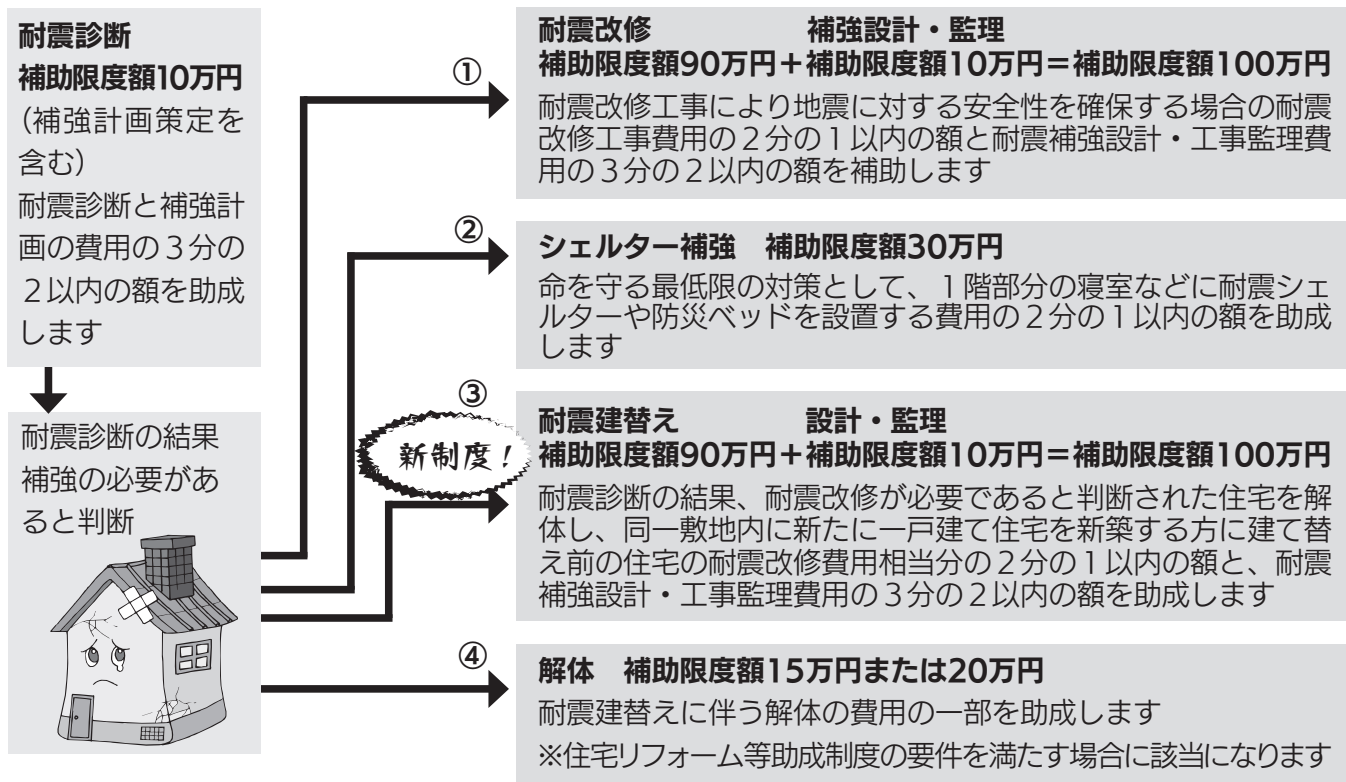
**◆シェルター補強**

命を守る最低限の対策として、耐震シェルターや防災ベッドを設置する

**補助を受けることができる対象**：市内にある木造住宅で、昭和56年5月31日以前に着工または完成した地上階数が2階建て以下のもの

- ▶原則として、申請した年度内に完了報告できるものが対象です。耐震建替えを行う場合は、事業期間が長くなることが予想されます。耐震診断を行う前に必ず市に相談してください。
- ▶補助金を申請する前に工事(業務)に着手(契約や解体、確認申請などの手続きを含む)したものは対象となりません。
- ▶この他にも要件がありますので、お問い合わせください。

**図2：耐震制度の助成**



※耐震診断の結果、補強の必要がない場合は、①～③の補助は対象となりません

●その他の住宅関連助成制度

- 住宅リフォーム等助成制度**…市に登録した市内業者によるリフォーム工事などの費用の一部を助成します
- 転入者住宅取得補助制度**…45歳以下の方が、市外から転入して市内に住宅を新築または中古住宅を購入した場合の費用の一部を助成します

**パンフレットの紹介**…以下のパンフレットは建築住宅課の窓口または(一財)日本防災協会のホームページ(<http://www.kenchiku-bosai.or.jp>)をご覧ください。

**誰でもできるわが家の耐震診断**

○監修国土交通省  
○編集(一財)日本建築防災協会

住宅の所有者が自ら診断することにより、耐震に関する意識の向上・耐震知識の習得ができるよう配慮されており、技術者によるより専門的な診断へつなげられるよう作成されています。

**木造住宅の耐震改修の費用 耐震改修ってどのくらいかかるの?**

編集(一財)日本建築防災協会

住宅の耐震性に関心がある方に、住宅の耐震改修工事にかかる大まかな金額を把握してもらうための資料です。